

介護老人保健施設サービス [長期入所]

基本利用料金				施設サービス費				
負担 段階	居室タイプ			介護度				
				介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
非課税世帯	1	共	負担上限額(月)	0 円				
	2	共	負担上限額(月)	15,000 円				
	3-1	共	負担上限額(月)	24,600 円				
	3-2	共	負担上限額(月)	24,600 円				
課税世帯	1割	多	月 額 (31 日)	31,240 円	32,940 円	35,160 円	36,700 円	38,720 円
		個	月 額 (31 日)	28,660 円	30,230 円	32,450 円	34,310 円	35,970 円
		共	負担上限額(月)	44,400 円				
	2割	多	月 額 (31 日)	62,480 円	65,880 円	70,320 円	73,400 円	77,440 円
		個	月 額 (31 日)	57,320 円	60,460 円	64,900 円	68,620 円	71,940 円
		共	負担上限額(月)	93,300 円				
	3割	多	月 額 (31 日)	93,720 円	98,820 円	105,480 円	110,100 円	116,160 円
		個	月 額 (31 日)	85,980 円	90,690 円	97,350 円	102,930 円	107,910 円
		共	負担上限額(月)	140,100 円				

- ※ 介護報酬の計算上、四捨五入等で1円単位の金額が異なる場合がございます。
- ※ 世帯収入等によっては介護保険費が二割／三割負担になる場合もあります。
- ※ 介護保険費には基本額の他に体制加算費と介護職員処遇改善費を含んでおります。

■ 標準負担額（実費）

負担 段階	居室タイプ		① 居住費	② 食 費	日用品費 教養娯楽費	1日当りの 合計料金	31日間の 合計料金
非課税世帯	1	多 床 室	0 円	0 円	300 円	300 円	9,300 円
	2	多 床 室	430 円	390 円	300 円	1,120 円	34,720 円
		個 室	550 円			1,240 円	38,440 円
	3-1	多 床 室	430 円	680 円	300 円	1,410 円	43,710 円
		個 室	1,370 円			2,350 円	72,850 円
課税世帯	3-2	多 床 室	430 円	1,420 円	300 円	2,150 円	66,650 円
		個 室	1,470 円			3,190 円	98,890 円
	個 室	多 床 室	450 円	1,700 円	300 円	2,450 円	75,950 円
		市内の方	3,000 円			5,000 円	155,000 円
		市外の方	4,500 円			6,500 円	201,500 円

- ※ 保険者(市)から発行された負担限度額認定証を施設に提示した場合のみ限度額が適応します(要申請)
- ※ 日用品費／教養娯楽費とはレクリエーション材料費や喫茶、及び入浴時のシャンプーやタオル代金等となります。

貴方の利用金額は月額で下記の通りとなります。(概算)

基本料金 円 + 標準負担額 円 = 円

■ その他 （利用された方のみ。※印は、消費税を含む。）

※ 文 書 料	各種診断書	1 通	1,100 円	※ 理 髪 料 (月に2回)	カット	1 回	2,000 円
	その他	1 通	550 円		顔そり	1 回	500 円
※ おむつ代	外泊時等に希望がある場合		実 費	※ 電 気 代	電気毛布や充電器等	1 日	50 円

■ 各種加算料金

初期加算〔Ⅰ〕（入所日～30日間）		1 日	63 円	下記内容＋急性期病棟から直接入所した場合
初期加算〔Ⅱ〕（入所日～30日間）		1 日	32 円	施設生活に慣れる為の支援を行った場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算		1 回	54 円	退所後のサービス利用の為に家族や居宅介護支援事業者へ必要な情報を提供した場合
感染症	感染対策向上加算〔Ⅰ〕	1 月	11 円	感染症発生時に協力医療機関と連携している場合
	感染対策向上加算〔Ⅱ〕	1 月	6 円	協力医療機関で感染症対策研修を定期的に受けている場合
リハビリ関連加算	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算〔Ⅱ〕	1 月	35 円	医師など各専門職が共同しリハビリ計画を立て継続的に管理していること。また、計画の内容などの情報を定期的に厚生労働省へ提出している場合
	短期集中リハビリテーション実施加算〔Ⅰ〕	1 回	270 円	入所日より3カ月以内の期間に、医師の指示にてリハビリ専門職が1回当たり20分程度の個別リハビリ訓練を週に3回以上実施し、その評価を厚生労働省へ提出している場合
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕	1 回	〔Ⅰ〕251円 〔Ⅱ〕125円	認知症の方に入所日より3ヶ月以内の期間に、居宅等での生活環境を確認した上で、医師の指示にて個別で集中的なりハビリを週に3回まで実施した場合〔Ⅱ〕上記に加え、居宅等に訪問を実施した場合〔Ⅰ〕
食事関連加算	療養食加算	1 食	7 円	疾病治療の手段として、医師の指示にて個人の状態に応じた特別な食事（糖尿病食など）を提供した場合
	栄養マネジメント強化加算	1 日	12 円	管理栄養士を配置し、医師等で作成した栄養ケア計画に従い、食事摂取状況等の観察を週に3回行い、その評価を厚生労働省へ提出している場合
	経口維持加算〔Ⅰ〕	1 月	418 円	入院により前回利用時と大きく異なる栄養管理が必要となった状態で再入所する際に、管理栄養士が医療機関と連携し栄養管理に関する調整を行った場合
入退所時支援加算	入所前後訪問指導加算〔Ⅰ 2〕	1 回	471 円	入所予定日30日前～入所後7日以内に退所後に生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合
	入退所前連携加算〔Ⅰ〕	1 回	627 円	入所前後30日以内に居宅介護支援事業者と連携し、利用者の同意を得て退所後の居宅サービス等の利用方針を定め、入所前に退所後の必要な調整を行なった場合
	退所時情報提供加算〔Ⅰ〕	1 回	523 円	居宅退所後の主治医に対して、入所中の状態（診療情報・心身状況・生活歴等）を示す情報を提供した場合
	退所時情報提供加算〔Ⅱ〕	1 回	262 円	医療機関へ退所の場合、担当医に対して入所中の状態（診療情報・心身状況・生活歴等）を示す情報を提供した場合
科学的加算	科学的介護推進体制加算〔Ⅱ〕	1 月	63 円	疾病・服薬情報等を厚生労働省へ定期的に提出している場合
	自立支援促進加算	1 月	314 円	医師が医学的評価を行い、他職種で自立支援計画を作成し、その評価を厚生労働省へ定期的に提出している場合
その他加算	安全対策体制加算	1 回	21 円	外部研修を受けた担当者を配置、かつ施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策実施体制を整備している場合
	褥瘡マネジメント加算〔Ⅰ〕	1 月	14 円	褥瘡に関連するリスクについて評価して褥瘡管理を行った場合〔Ⅱ〕と褥瘡の再発やリスクが高い方が発症しない事、または入所時に既に存在した褥瘡が治癒した場合〔Ⅰ〕で、共に褥瘡ケア計画を厚生労働省へ定期的に提出している場合
	褥瘡マネジメント加算〔Ⅱ〕	1 月	4 円	
	排泄支援加算〔Ⅰ〕	1 月	11 円	排泄介助が必要な方に対し医療従事者が評価を行い、原因分析や計画書を作成し支援を継続し実施し、かつ、3カ月毎に評価し、厚生労働省へ定期的に提出している場合
	認知症チームケア推進加算〔Ⅰ〕	1 月	157 円	専門的な認知症研修を受けた職員が中心となりチームケアを実施し、評価や計画の見直しを定期的に行っている場合
	生産性推進体制加算〔Ⅱ〕	1 月	10 円	専門的な認知症研修を受けた職員が中心となりチームケアを実施し、評価や計画の見直しを定期的に行っている場合
	介護職員等処遇改善加算〔Ⅲ〕	所定単位数 （上記の5.4%）		介護職員等の処遇を改善し、人材確保に向けた取り組みを行っている場合
	所定疾患施設療養費〔Ⅱ〕 （7日間を限度とする）	1 日	502 円	慢性心不全の憎悪や肺炎・尿路感染症・带状疱疹について、診断の根拠に基づき施設内で医療行為（検査・投薬・注射・処置等）を行った場合